

ハッピーウォーク30 秋 参加者募集!



イベント期間 平成30年10月1日(月)～11月30日(金)の61日間

内容 専用の活動量計を身に付け、歩いたデータをスマホ経由で専用サイトに送信する ※データ送信は「わたしムーヴ」アプリにて行います。

参加資格 当健保組合の被保険者・被扶養者

参加形態 「個人参加」「職場グループ参加」「家族グループ参加」のいずれかを選択

申込方法 折り込みチラシまたは健保組合のホームページの「ハッピーウォーク30“秋”参加申込書」に必要事項を記入し、健保組合に提出してください。

専用サイトが「ウェルネスリンク」から「健康マイレージ」(ドコモヘルスケア提供)に変わりました。

予告 今年も開催します!

11月10日(土)

テーマパークを歩こう
in 東山動植物園

詳しくは秋号でご案内します

今年もみんな来てね!



昨年ようす

けんぽれんあいち
春の健康ウォークが
開催されました

4月7日(土)

“桜のまちに
癒されりん。”

佐奈川 桜と
菜の花の共演 コース

当健保組合からは220名が参加し、ウォーキングを楽しみました。



けんぽれんあいち

秋の健康ウォークに
参加しましょう

参加者全員にQUOカード(昼食代として500円分)ほか参加賞をプレゼント
(参加賞の対象は当健保組合の被保険者・被扶養者のみとさせていただきます)

10月6日(土) 犬山市で開催! 雨天催行

コース 歴史を巡る街並みを散策 国宝犬山城から中山道鷯沼宿へ(8.5km)

受付場所 石作公園(名鉄犬山線・小牧線「犬山駅」から徒歩5分)

受付時間 午前8時30分～午前10時30分(受付後随時スタート)

参加費 無料(現地までの交通費は自己負担)

参加方法 下記「参加申込書」に必要事項を記入し、9月4日(火)までに当健保組合に提出してください。
申し込みをされた方には、後日「けんぽれん健康ウォーク参加票」をお送りします。

参加者の
駐車場はありません。
公共交通機関を
ご利用ください。

豊田自動織機健康保険組合 保健事業グループ 行き

申込締切 平成30年9月4日(火) 健保必着

平成30年 けんぽれんあいち「秋の健康ウォーク」参加申込書

平成30年 月 日

被保険者氏名	本人は参加 する・しない		参加者氏名(被扶養者)	年齢
所 属	工 場	部		歳
	事業所	課		歳
保険証記号・番号	記号	番号		歳
内線・外線		参加人数		歳
住 所	※任意継続被保険者の方のみご記入ください(後日案内を送付いたします)			

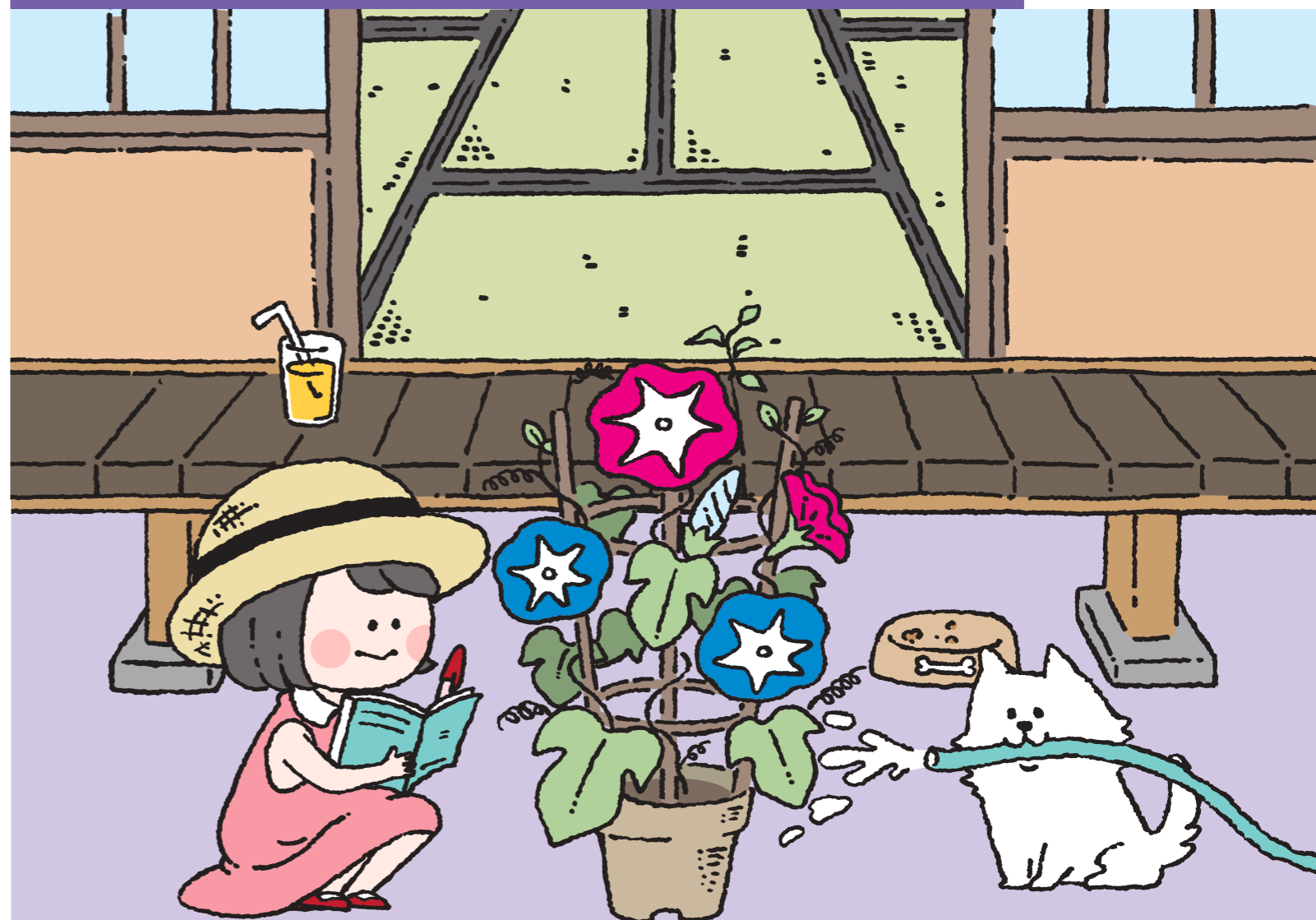
豊田自動織機健康保険組合

ライフナビ

2018

夏

vol.40



CONTENTS

- 平成29年度決算 ②
- 健保カレンダー(下期) ③
- 「データヘルス計画 第10回」
第2期が始まりました ④
- ご家族のみなさまへ、健診を受けていますか? ⑥
- 巡回健診のご案内 ⑦

がん検診を受けましょう ⑧

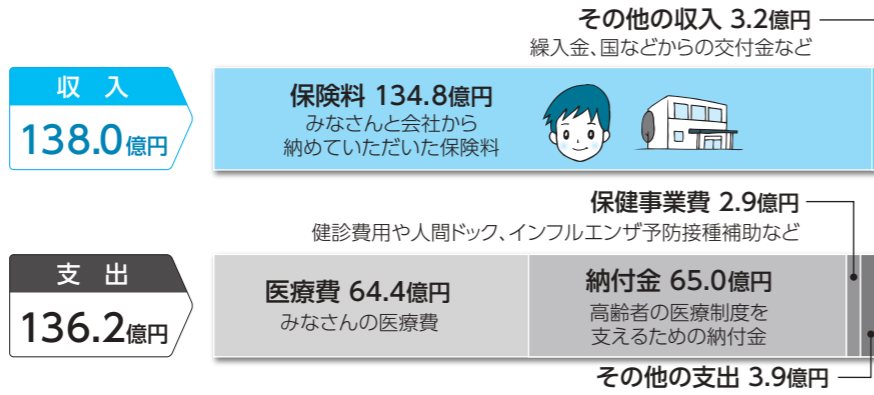
- 夏バテを防ぎましょう ⑩
- 療養費Q&A ⑫
- 被扶養者資格調査の結果報告 ⑭
- 他人の行為によるケガで病院にかかったとき ⑮
- ウォーキングイベントのご案内 ⑯



平成29年度の決算の概要

当健保組合の平成29年度決算が、8月2日開催の第237回健保組合組合会で承認されましたのでお知らせいたします。

健康保険

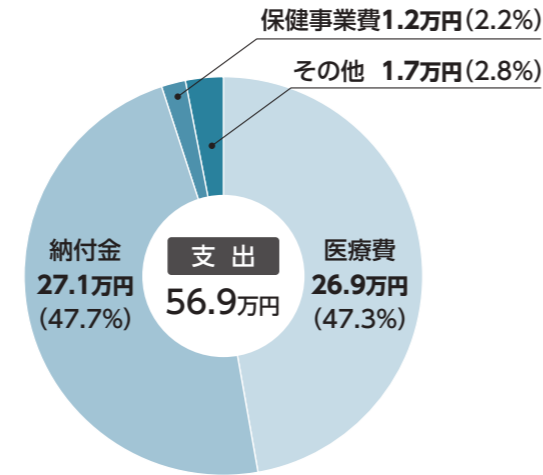
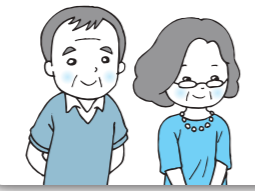


平成29年度決算は1.8億円の黒字となりました。黒字は確保したものの、高齢者医療制度を支えるための納付金が前期比+14.3億円と大幅に増加しており、納付金負担は今後も健保財政に重くのしかかる見通しです。

被保険者一人あたりの支出の内訳

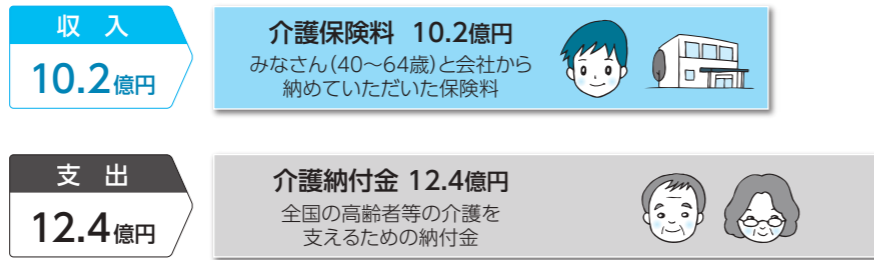


高齢者医療制度支援のために一人あたり27.1万円を負担しました



介護保険

(40歳以上の被保険者のみ)



平成29年度決算は2.2億円の赤字となりました。総報酬割の導入により介護納付金の負担増加が続き、春号でお知らせしたように平成30年度は介護保険料率を改定いたしました。

H30年度

当健保組合の主な行事予定です！ 健保カレンダー

平成30年度下期(10~3月)

行事項目	H.30 10月	11月	12月	H.31 1月	2月	3月
各種健診	人間ドック・主婦健診・脳ドック <small>契約健診機関にて通年</small>					
	CTがん検診(受診促進キャンペーン)					
巡回健診A ・全豊田巡回健診 <small>P.7参照</small>	案内送付 8月	後期 <small>〔愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部在住者〕</small> 家族・任継者本人(30歳以上の女性) 9月~12月				
巡回健診B ・婦人科健診 <small>P.7参照</small>	案内送付 8月	本人(20歳以上の女性) 9月~12月				
巡回健診C ・全国巡回健診 <small>P.7参照</small>	案内送付 5月	〔愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部在住者〕以外 家族・任継者本人(30歳以上の女性) ~12月				
歯科健診	下期 集団歯科健診 <small>12会場</small> 10月14日~1月27日					
	歯科医院健診 <small>通年</small>					
健康ウォーク <small>裏表紙参照</small>	けんぼれんあいち 秋の健康ウォーク 10月6日	テーマパークを歩こう in 東山動植物園 11月10日	ハッピーウォーク30 秋の部 10月1日~11月30日			
家庭常備薬 斡旋	家庭常備薬 申込	配付 11月	家庭常備薬 申込			配付 3月
禁煙推進	禁煙費用補助 <small>通年</small>					
	禁煙キャンペーン(予定)					
生活習慣病 重症化予防	受診勧奨通知 <small>通年</small>					
	糖尿病性腎症重症化予防、心筋梗塞・脳梗塞再発予防のための保健指導					
広報誌発行	ライフナビ 秋号発行	ライフナビ 冬号発行				
医療費通知	医療費のお知らせ送付					
被扶養者調査 <small>P.14参照</small>	被扶養者調査					
組合会	予算組合会					



当健保組合のホームページをご活用ください！
健保のしくみや給付、保健事業などを詳しく紹介しています。

<https://www.shokki-kenpo.jp/>
メンバーズサイトのログインパスワードはお手元にお届けした「ライフナビ」をご覧ください。

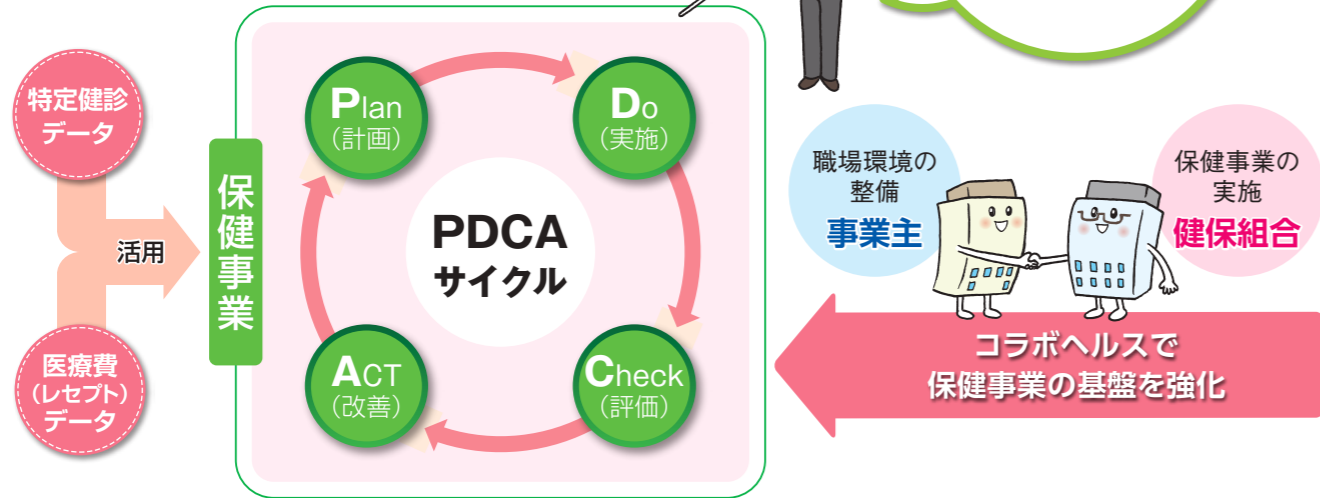
みんなで推進しよう！ データヘルス計画

第10回

健康保険組合は、みなさんの医療費データと健診データを分析し、より効果的な事業を計画・実施する「データヘルス計画」に基づいて、さまざまな保健事業を実施しています。



データに基づいた効果的・効率的な健康づくり事業をPDCAサイクルで実施しています。



今年度から

第2期が始まりました



平成27年度にスタートしたデータヘルス計画は、平成29年度で第1期が終了し、今年度から第2期がスタートしました。本格稼働する第2期は、第1期の結果をふまえて、これまで以上にみなさんの健康増進・疾病予防に取り組んでいきます。

当健保組合は次のような事業を重点的に取り組んでいます

生活習慣病の重症化を予防するために

- 1 生活習慣病罹患患者への受診勧奨
- 2 糖尿病性腎症の重症化予防
- 3 心筋梗塞・脳梗塞発症者の再発予防
- 4 被扶養者の特定健診受診率向上
- 5 がん検診・歯科健診の促進

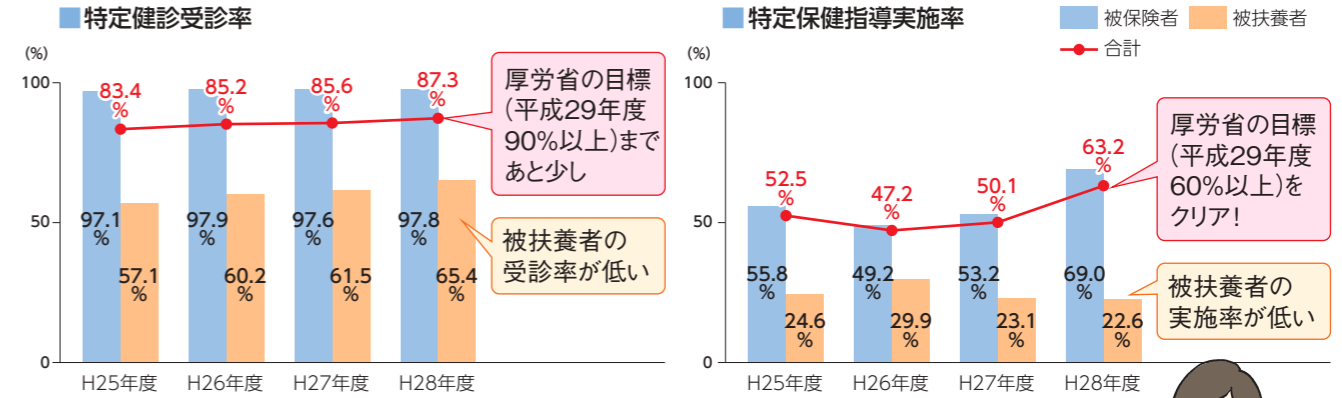


病気を予防するために

- 6 肥満の予防・改善
- 健康づくりを推進するために
- 7 運動習慣のきっかけ作り
- 医療費の適正化を図るために
- 8 ジェネリック医薬品の使用促進



当健保組合の特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は？



特定健診・特定保健指導で病気を早期発見・早期予防！

健診を毎年受けて健康状態をチェックし、検査数値が悪化し始めたら、特定保健指導を受けて生活習慣の改善に取り組みましょう。

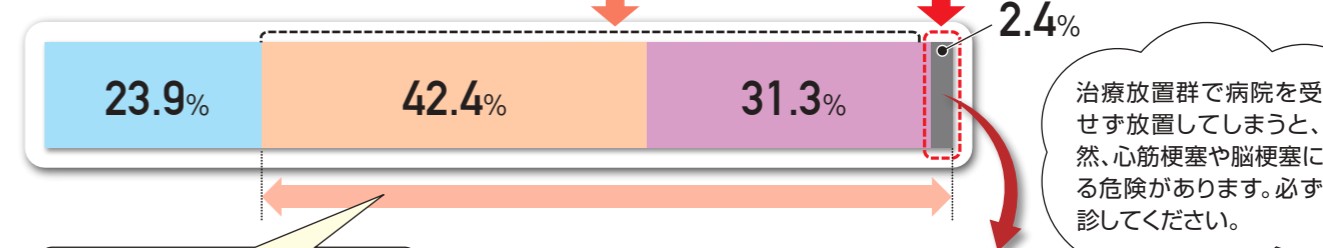


健診結果からみる生活習慣病のリスクは？

項目	検査項目	リスクレベル			
		健康 基準値レベル	生活習慣改善群 基準値を やや超えたレベル	要受診群 診察が必要な レベル	治療放置群 治療が必要な レベル
血糖	血糖値	110mg/dl未満	110mg/dl以上	126mg/dl以上	140mg/dl以上
	HbA1c	5.6%未満	5.6%以上	6.5%以上	7.0%以上
血圧	収縮期血圧	130mmHg未満	130mmHg以上	140mmHg以上	160mmHg以上
	拡張期血圧	85mmHg未満	85mmHg以上	90mmHg以上	110mmHg以上
脂質	中性脂肪	150mg/dl未満	150mg/dl以上	300mg/dl以上	500mg/dl以上
	LDLコレステロール	120mg/dl未満	120mg/dl以上	140mg/dl以上	200mg/dl以上
	HDLコレステロール	40mg/dl以上	40mg/dl未満	35mg/dl未満	20mg/dl未満

当健保組合の割合は？ (平成29年度)

40歳以上で、生活習慣病での通院歴がない方



健診で血糖値・血中脂質・血圧の数値が基準値を外れている方は、早めの生活習慣改善や受診が重要です。

医師の診察を受けましょう

治療が必要な状態です。必ず医療機関で診察を受けてください。

健康診断後3ヵ月たっても受診していない方には、当健保組合から「受診勧奨通知」をご自宅に郵送しています。

治療放置群で病院を受診せず放置してしまうと、突然、心筋梗塞や脳梗塞になる危険があります。必ず受診してください。



ご家族のみなさまへ 健診を受けていますか?

当健保組合の被保険者の方は会社で定期健診と特定健診を受けるので、100%近い受診率ですが、ご家族(被扶養者)の受診率は60%程度。被保険者に比べてかなり低い状況です。ご家族もぜひ健診を受けてください。

奥様が「病気で倒れたら…」



こんな理由で健診を先延ばしにしているませんか?

忙しくて時間がない

基本的な健診は半日程度。1年のうちのわずか半日を健診のために使ってください。

健診って高いんでしょ?

病気が進行してしまったら、健診費用よりもっと高い治療費が必要になります。

当健保組合の健診なら費用の補助が受けられます

病気が見つかるのが怖い

病気を見つけれずに進行してしまうことのほうがもっと怖いのです。

去年受けたから今年はパス

1年で健康状態は変わります。健診は毎年必ず受けましょう。

具合が悪くなったら病院に行くから大丈夫

生活習慣病は、初期には自覚症状がなく、気づいたときには手遅れということもあります。

健康には自信があるの

自覚症状はなくても、体の中では病気が進行しているかも。健診で確かな自信を持ちましょう。



病気を予防し、健康を守るために、ご家族も年に一度は健診を受けましょう

■ 家族が受けられる当健保組合の健診 年度内にいずれかひとつを当健保組合の補助で受けられます。

下記の健診にはいずれも特定健診の項目が含まれています。

	対象者	実施時期	健診場所	自己負担額	申込方法
人間ドック	年齢制限なし	通年	契約健診機関	健診費用から健保補助額23,000円を差し引いた額	健診機関に直接電話し「豊田自動織機健康保険組合加入者」であることを伝え、健診日時を予約してください。
主婦健診				健診費用から健保補助額21,000円を差し引いた額	
巡回健診	Aコース P.7参照	愛知、岐阜、三重、静岡西部にお住まいの30歳以上の女性被扶養者	(前期)4~8月 (後期)9~12月	基本検査は2,160円	対象者にお送りする「ご案内」をご覧ください。
	Cコース P.7参照	東海3県以外にお住まいの30歳以上の女性被扶養者	6~12月		
	Dコース	愛知県にお住まいの30歳以上の男性被扶養者	7月		

詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

保健事業

健診一覧

● お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

巡回健診のご案内

自覚症状のない病気は、定期的な健康診断で見つかります。巡回健診を受けて、病気の早期発見・早期治療に努めましょう! とくに生活習慣病は、生活改善で発症・重症化を予防できます。

	Aコース(後期) 実施日程 9月~12月	Bコース(婦人科健診) 実施日程 9月~12月	Cコース 実施日程 ~12月
個人負担	通常20,000円の健診が健保の補助で個人負担はたったの2,160円!	乳がん検査・子宮頸がん検査等。健保の補助で個人負担は1割	通常20,000円の健診が健保の補助で個人負担はたったの2,160円!
対象者	30歳以上の女性被扶養者 30歳以上の女性任意継続被保険者	20歳以上の女性被保険者	30歳以上の女性被扶養者 30歳以上の女性任意継続被保険者
健診会場	愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部の比較的在住者が多い地域で開催(約160会場)		愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部以外で比較的在住者が多い地域で開催(約120会場)
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ● Web(パソコン・携帯電話)、同封ハガキの2通りあります。詳しくはお送りした『予約の方法』等でご確認ください。 ● 受診予約は先着順です。早めのお申し込みをおすすめします。 		

注意

- 受診日において当健保組合の資格を喪失された方は受診できません。
- ご案内が届かない方は当健保組合にご連絡ください。

40歳以上の被扶養者の方へ

健康保険組合に加入している40歳以上の方は、健康診断(特定健診)を年に1回(4月~翌年3月)受診することが定められています。健康保険組合は、特定健診の実施状況などを国に届け出ることが義務付けられています。

巡回健診を受診されない方は

勤務先等で健診を受けた方は結果表をご提出ください!

「巡回健診のご案内」に同封のハガキ「未受診者アンケート」で、当健保組合に勤務先健診・市町村健診とご回答いただいた方には、12月頃に「提出書類」一式を送付させていただきます。

指定の健診項目をすべてご報告いただいた方には「QUOカード(1,000円)」を進呈いたします。

対象者 40歳以上の被扶養者で、当健保組合の補助を利用した健診を受けていない方

提出書類 健診結果表のコピー(平成30年4月1日~平成31年3月31日受診分)、質問票(★)、健診項目チェックシート(★)
★は当健保組合のホームページからダウンロードできます。

提出方法 当健保組合に郵送してください。

提出期限 平成31年4月30日



詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

保健事業

巡回健診

● お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

がん検診 を受けましょう!

がんは昭和56(1981)年以降、35年連続で死因のトップ。日本人の2人に1人ががんになっています。しかし、医療の進歩により、早期に発見され適切な治療が行われれば、完治することが多くなっています。がんにならない、がんで死なないためには、定期的ながん検診を受けることが何よりも大切です。



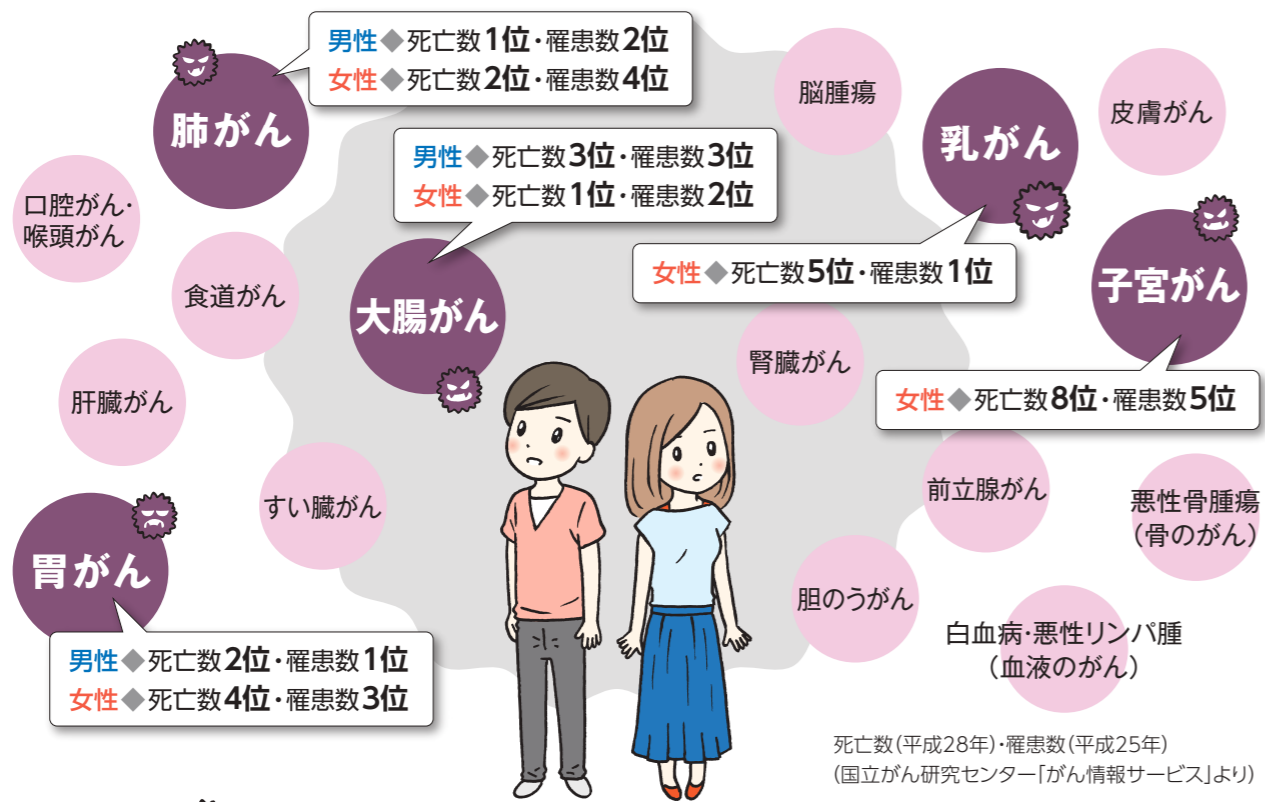
がん細胞は遺伝子のコピーミスで生まれる

人間の体をつくる細胞は、日々、細胞分裂を繰り返して新しい細胞に生まれ変わっています。このとき、細胞の設計図にあたる遺伝子に傷がついてコピーミスが起こり、異常な細胞が生まれることがあります。体には遺伝子の傷を治したり異常な細胞をやっつける免疫のしくみがあるため、一度のコピーミスで問題が生じることはありません。しかし、異常な細胞が免疫をすり抜けてコピーミスが繰り返されると、「がん細胞」が生まれます。がん細胞は分裂・増殖を繰り返して「がん」へと成長していきます。



がんは体のどこにでも発生する

がんは全身のあらゆるところに行ける可能性があります。さらに、進行すると周りの組織や器官にも広がり、リンパ液や血液の流れによって他の臓器にも転移します。

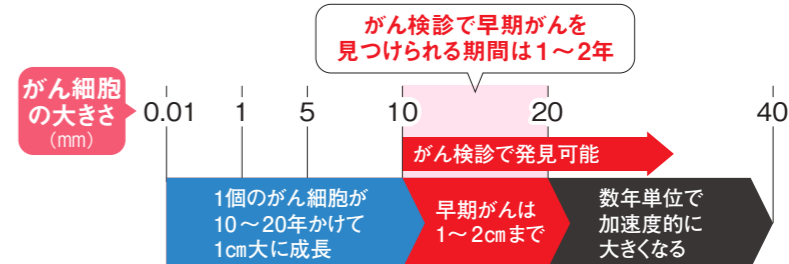


がんの中でも、肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮がんは、死亡数・罹患数が多く、「5大がん」と言われています。しかし、これらのがんは検診で早期に発見して治療すれば、死亡率が低下することが科学的に証明されています。



早期がんを発見できるのは、がん検診だけ

がんは早期のうちには自覚症状がほとんどなく、気づいたときには、かなり進行していることが少なくありません。早期がんを見つける有効な手立ては「がん検診」。自覚症状のないうちから、定期的に受けることが大切です。



当健保組合の健診でがん検診が受けられる

当健保組合が実施する健診では、5大がんを中心に、さまざまながん検診が受けられます。



定期健診 35歳未満被保険者	▶	肺																
定期健診 35歳以上被保険者	▶	肺	胃	大腸														
巡回健診B 女性被保険者	▶	(肺)			乳房	子宮頸部	(肝臓)	(胆のう)	(すい臓)									
巡回健診A・C 30歳以上女性被扶養者	▶	(肺)	胃	大腸	乳房	子宮頸部	(肝臓)	(胆のう)	(すい臓)	(腎臓)								
人間ドック 被保険者・被扶養者	▶	肺	胃	大腸	(乳房)	(子宮頸部)	肝臓	胆のう	すい臓	腎臓	(前立腺)							
CTがん検診 被保険者・被扶養者	▶	肺	胃	大腸	乳房	子宮体部	肝臓	胆のう	すい臓	腎臓	前立腺							

()はオプション検診

CT検査を組み入れた、がんの特化したコース

CTがん検診 平成30年度 受診促進キャンペーン実施中!

5,000円で受診できます!

対象者 平成30年7月~平成31年3月受診分 自己負担額 5,000円(通常は12,000円)

希望者はオプションで胃がんリスク検診(ABC検診)も受けられます(自己負担額1,000円)

- ◆ 健診機関: 刈谷豊田総合病院(本院)健診センター ◆ 対象者: 被保険者・被扶養者
- ◆ 検査内容: 胸部CT、腹部CT、腫瘍マーカー(男性6種、女性5種)
- ◆ 健診可能日: 月曜日~金曜日および第1・第3土曜日



予約方法

刈谷豊田総合病院へ直接お申込みください。

予約電話 0566-25-8182(ダイヤルイン)

受付時間 病院稼働日の8:00~16:00(土曜日は13:30まで)



詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

News & Topics

健診・健康づくり

●お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

夏バテを 防ぎましょう!

うだるような暑い日が続く夏。
体がだるい、食欲がないなんてことはありませんか?
そんな夏バテも普段の生活しだいで防ぐことができます。
しっかり体調管理をして、夏を元気に過ごしましょう。



夏バテ度 セルフチェック!

あてはまる項目が多いほど、夏バテの危険大。
すでに症状のある人は、栄養と水分の上手な補給を心がけましょう。

- 全身の疲労がある
- 体がなんとなくだるい
- 何をしても気がわかない
- つまらないことでイライラする
- 風邪でもないのに熱っぽい感じがする
- 立ちくらみ、めまい、ふらつきがある
- 理由もなく頭痛がする



- 顔や手・足がむくむ
- 食欲がわからない
- 下痢や便秘が続く
- エアコンは冷えすぎくらいを好む
- 夏はジュースよりビールが何よりだ
- 寝るときはエアコンの風を直接浴びている
- やたらと汗をかく



2種類ある夏バテ

暑さが原因で起こる夏バテ

暑さで大量に汗をかくと、汗と一緒にミネラルも失われます。ミネラルは体の機能を維持・調整する栄養素。不足すると体の機能が充分に働かなくなり、疲れやすくなったり、だるくなったりします。消化機能が不調になると食欲不振になり、さらなる不調を招くこととなります。さらに、熱帯夜の寝不足が体調不良に拍車をかけることもあります。これが暑さが原因で起こる夏バテです。



冷房が原因で起こる夏バテ

冷房の効いた部屋にいますと、汗をかいて体内の熱を体外に出す必要がありません。その状態に慣れてしまうと、暑くても汗をかけなくなってしまいます。また、涼しい室内と暑い屋外を出入りすることでも、体温を調節する機能は狂ってしまいます。冷房を使うことが当たり前になった今、適切な体温調節ができなくなる冷房病は、現代特有の夏バテといえるでしょう。



こんなくふうで夏バテを予防

バランスのいい食事をとる

あっさりした食事ばかり、あるいは焼肉やうなぎばかり、といった食事では栄養が偏ってしまいます。野菜や豆類、海藻類なども積極的にとり、栄養のバランスをとることが大切です。



ジュースやアイスクリームなどをとり過ぎない

ジュースやアイスクリームをとりすぎると、血糖値が上がり、空腹を感じなくなります。食欲不振の原因となるので注意しましょう。



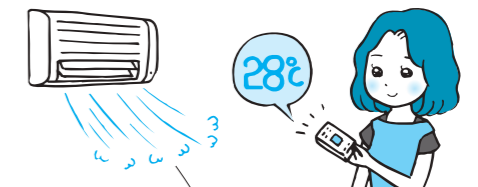
こまめに水分補給をする

脱水症状を起こさないよう水分をとりましょう。ミネラルウォーターなどがおすすめです。ビールには利尿作用があり、体の水分を排出する働きがあるので、飲みすぎると脱水症状の原因になります。



冷房はほどほどに

オフィスでは 設定温度が調整できないときは、ひざ掛けやカーディガンなど、身につけるもので調整を。
家庭では 設定温度は外気との差5度以内に。扇風機なども活用して高めに設定しましょう。



規則的な生活を送る



1日3食きちんと食事を取り、適度に運動し、十分な睡眠をとって体力をつけましょう。

シャワーだけで済ませない

お湯につかってあたたまることで、全身の血流がよくなり、新陳代謝が活発になります。ぬるめのお湯に20分程度の半身浴がおすすめです。



療養費

Q & A

被保険者が医療費等の全額を支払った場合は、健保組合に申請すれば、本人負担額を差し引いた額が「療養費」として給付されます。



治療用装具を作ったとき

Q 療養費の対象となるのは、どのような装具ですか？

A 医師の指示により、治療を目的として作成された装具が対象となります。

日常生活や職業上で必要なもの、スポーツ・リハビリ時に一時的に着用するものは対象となりません。

Q 靴型の装具を屋内用・屋外用の2足作成しました。両方とも療養費の対象になりますか？

A 対象となるのは原則として1足のみです。

治療上の必要性から作成した装具が対象であり、予備や洗い替え、屋内外の使い分けなど、日常生活の利便性のための2個目以上の装具については対象となりません。

療養費給付の条件

- 原則 1** 保険診療の範囲ではカバーできない部分を補うためのものであり、治療に必要不可欠なものであること
治療を補完するための医療技術(装具療法)で、医師が疾患の原因を解消するために必要と認めたものであること。
- 原則 2** 福祉制度の対象外であること
症状が固定してから使うものは「補装具」と呼ばれ、市町村の福祉制度の対象です。
- 原則 3** 基本工作法に基づきオーダーメイドで作成したものであること
厚生労働省の定める基本工作法によらないもの、市販品や既製品は対象外です。

健保からのお願い

療養費は、被保険者からの申請内容を健保組合が審査し、給付の可否を判断します。**給付が確約されたものではない**ことをご理解ください。また、療養費の適正な給付のため、「作製した治療用装具」や「はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術内容」について、**電話や文書による確認をさせていただく**ことがあります。ご協力をお願いします。

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかったとき

Q 鍼灸院などの入り口に「各種保険取扱」と書いてあれば、健康保険で施術を受けられますか？

A 「各種保険取扱」と書いてあっても、健康保険が使える要件を満たしていない場合は、療養費の給付は受けられません。

Q 腰痛で病院にかかっていますが、鍼灸院で「はり」も受けたいと思います。健康保険は使えますか？

A 同じ傷病について医療機関で治療を受けている場合は、健康保険の対象とはなりません。

※医師の同意書がある場合を除きます。

はり・きゅうの場合

慢性病で医師による適切な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。
医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

対象となる傷病

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療上、施術を必要とする症例に限り、健康保険が使えます。
医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

対象となる主な症状

- 筋麻痺
- 関節拘縮 など

ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

健保の給付

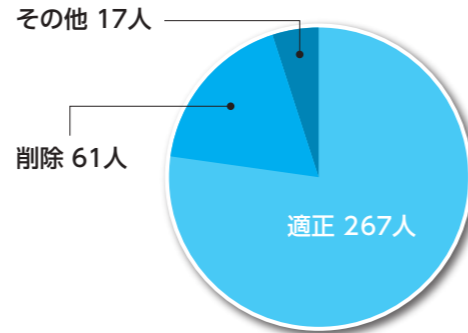
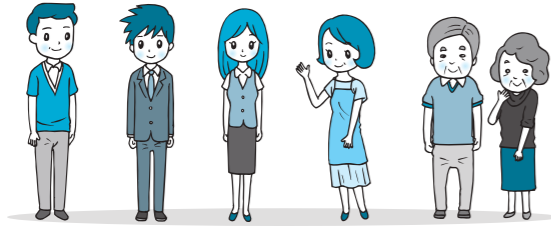
立替え払いをしたとき

● お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4611 外線 0566-21-7784

被扶養者資格調査の結果報告

ご協力ありがとうございました

当健保組合では、今年3月から6月にかけて被扶養者の資格調査を実施しました。その結果、対象者345人のうち61人が扶養から外れます。



こんなときは当健保組合の被扶養者から外す手続きをしてください

よくある間違い・勘違い

家族のパート収入が年間130万円未満※なら、月額がいくらでもかまわない

※税法上の配偶者控除の対象年収(150万円以下)とは異なります。

年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満でも、月額108,334円(60歳以上または障害者は150,000円)以上の場合は、被扶養者にはなれません。

家族が就職先から保険証をもらったが、織機健保の保険証も持ったまま

新しい保険証をもらったなら、当健保組合の保険証は使えません。家族が就職先から交付された保険証の認定日(取得日)で被扶養者から外す手続きをしてください。

同居していた両親と別居することになった。仕送りはしていないが、被扶養者のままにしておこう

別居家族に仕送りをしていない場合は、被扶養者になれません。

別居家族が被扶養者と認められる条件

1 別居家族の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

2 被保険者から仕送り(月額6万円以上)をしていること
ただし次の場合は仕送りは不要です。

A 単身赴任による別居 B 別居家族が学生で進学による別居

- 仕送りは毎月定期的に金融機関で送金することが必要です。手渡しは認められません。
- 別居家族の収入状況は常に注意して確認するようにしましょう。



3 別居家族の水道・光熱費(水道・電気・ガス)を支払っていること

●水道・電気・ガスは、使用する方と支払う方の名義が違っていても契約できます。被保険者の口座から引き落としされるよう契約内容の確認、口座変更手続きをしてください。

●支払いを証明できるものが必要です。次のいずれかをご準備ください。

- 水道・電気・ガス使用の新規・変更の申込書(支払い者と使用者がわかるもの)のコピー
- 引き落としに利用している銀行口座の通帳の表紙と金額印字面のコピー



資格調査は引き続き実施します

対象となる被保険者の方には「調査書」をお送りしますので、期限までにご回答ください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

★ご回答いただけない場合は被扶養者の資格を取り消します。

詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

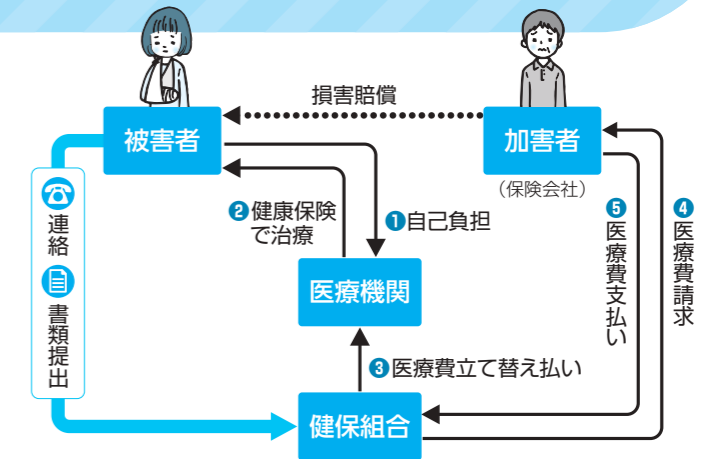
健保のしくみ

家族の異動について

●お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4611 外線 0566-21-7784

交通事故など、他人の行為によるケガで病院にかかったときは健保組合に届出を

交通事故など第三者の行為によって生じたケガや病気の医療費は、本来加害者が負担すべきものです。健康保険で治療を受けた場合は、健保組合は医療費を一時的に立て替え、後日、加害者に請求することになります。



まずは電話で連絡を!

できるだけ早く当健保組合にご連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」などの必要書類を提出してください。

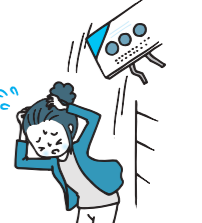
必要書類は当健保組合のホームページからダウンロードできます。



こんな場合も届出が必要です



- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人からの暴力にあった
- 飲食店で食中毒になった
- 看板などが落ちてきてケガをした



! 工作中や通勤途中の事故などには健康保険は使えません

工作中あるいは通勤途中に第三者の行為が原因で病気やケガをしたときは、健康保険ではなく労災保険の適用となります。勤務先の担当者にお問い合わせください。

- 通勤途中に自転車とぶつかってケガをした
- 営業で外出中に看板などが落ちてきてケガをした など



詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ

手続きから探す

交通事故

●お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4612 外線 0566-21-7784